

アメリカ合衆国における市民宗教に関する法学的研究

—市民宗教その後—

新 田 浩 司

Legal Study on Civil Religion in the United States

Hiroshi NITTA

要 旨

多くのアメリカ人は神を信じている。アメリカ合衆国修正1条は、基本的人権としての信教宗教の自由を保障している。信教の自由は、国教樹立の禁止と信仰宗教の自由で構成されている。

信教の自由は、すべての人々が特定の宗教を信仰することを強制されるものではなく、あるいは、どのような宗教も信仰しないこと、無神論であることも強制されることはない。

本稿では、政教分離に関する米国最高裁判所の判例に焦点を当てて、信教の自由について検証する。

キーワード：アメリカ合衆国憲法修正1条 信教の自由 国教樹立禁止 政教分離 アーミッシュ (Amish)

Summary

Many Americans believe in God. The First Amendment to the United States Constitution guarantees the freedom of religion as one of the fundamental human rights. Religious freedom consists of a ban on religion and free exercise of religion.

Freedom of religion does not compel all people to worship a particular religion, nor does it deny people who have no religion or choose atheism.

This paper discusses freedom of religion, focusing on the United States Supreme Court's precedents regarding separation of politics and religion.

Keywords: First Amendment to the United States Constitution Freedom of religion
Establishment of religion Separation of politics and religion Armish

はじめに—問題の所在

1952年のZorach v. Claiborneにおいて、W.O.ダグラス判事は、「われわれアメリカ人は諸制度の背景に神が存在すると信じる宗教的な国民である。」と述べた。¹

アメリカの宗教の現状について、プリンストン宗教調査研究所の調査結果では、神の存在を信じている人はここ半世紀ほとんど変化なく95%であり、無宗教と答えた人々を除き92%の人が何らかの宗教を信仰していると言われ、「アメリカ人とアメリカ社会はきわめて『宗教的』であるということ」が分かる。²

アメリカ合衆国憲法修正1条（First Amendment to the United States Constitution）は、「連邦議会は、国教を樹立し、または宗教上の自由な行為を禁止する法律を制定してはならない。・・・」³と規定し、国教の樹立を禁止し、宗教の自由な行使を妨げる法律の制定を禁止している。

この修正1条における国教樹立禁止は、国家と宗教の分離、つまり、政教分離のことであり、国家が特定の宗教に便宜を図ることを禁止している。

国民は本来どのような宗教を信仰することも、どのような信仰生活を起こることも自由なのだが、しばしば実社会における法規範と抵触することが起きてしまう。

後述するアーミッシュに関わるWisconsin v. Yoder⁴のような事件の背景には、信者たちのその生活様式が、多くの国民のそれと大きく異なっており、その結果、政教分離原則へ抵触すると思われるところにある。例えば、機械文明を拒否する結果自動車には乗らず、低速の馬車で移動するため州の道路交通法規に抵触してしまったり、8年以上の義務教育を拒否したため州の教育法規に抵触してしまう。あるいは、野外トイレの使用により行政との軋轢を生じてしまう。これらを行政が黙認してしまうと、政教分離原則への抵触如何という問題を生じてしまうのだ。

また、1990年のEmployment Division, Department of Human Resources of Oregon v. Smith⁵において、Native American Churchの信徒が宗教的儀式での麻薬(peyote)の使用により勤務先を解雇されたが、失業保険の給付を受けられなかったことに対して、連邦最高裁は「州の麻薬取締法は、すべての州民に適用されており、信教の自由を妨げることを目的としているものではないので、当該州法は、違憲とは認めがたい。そして、州政府は、絶対的な州の利益を立証する必要がない。」と判示した。これは、つまり、絶対的な州の利益基準を否定する判決である。⁶

本稿では、宗教の定義について検討し、アメリカ合衆国連邦憲法修正1条における信教の自由を概観し、連邦最高裁判所判決における政教分離に関する判断の基準等について概観する。

1. 宗教とは何か

1.1 宗教の法的定義

信教の自由を論ずるにあたり、「宗教(religion)」の定義を明確化する必要がある。信教の自由は、宗教の自由を意味しているが、日本国憲法20条及び宗教法人法においては、「信教の自由を最大限に尊重するために宗教の定義」がされていない。⁷

「宗教」の定義について、津地鎮祭控訴審判決⁸は、「超自然的、超人間の本質（すなわち絶対者、造物主、至高の存在等、なかならずく神、仏、霊等）の存在を確信し、畏敬崇拜する信条と行為」と定義している。もっとも、芦部信義は、この定義は20条1項前段及び2項に言う広い意味での宗教であって、20条3項の政教分離条項に言う宗教は、「それよりも限定された狭い意味、例えば「何らかの固有の教義体系を備えた組織的背景をもつもの」の意味に解するのが、妥当であろうとする。⁹

1.2 アメリカにおける宗教の定義

この「宗教」の定義について、アメリカ合衆国においても法的な定説がない。その理由として、信教の自由という観点からは「宗教」概念をできるだけ広く捉えたほうがそれだけ国民の自由も広くなって好ましい」が、一方において、広くなれば政教分離の法理によって禁止される国家行為も多くなってしまおうという問題が指摘される。¹⁰

合衆国最高裁判所が初めて「宗教」の定義を試みたのは、1890年のDavis v. Beason¹¹だと言われる。

すなわち、宗教とは「創造主((the) creator)と自分の関係についての見解にかかわり、また、それらの見解が自分に課す、その創造主の存在の特質を尊敬する義務にかかわり、そして、その創造主の意向に対する複縦の義務にかかわる」ものと定義する。¹²

その後、連邦最高裁判所は1965年のUnited States v. Seeger¹³において、宗教の定義に関する一つの明確な立場を打ち出した。¹⁴すなわち、Seeger testと呼ばれる基準がそれで、「あくまでも、その「信仰」を持っていると主張する当の国民自身がそれを「宗教」と思っているか否かについて、外面的な事実に従って、しかも本人の有利に判断する」という基準である。そして、同判決において、「宗教」は至高の存在(a Supreme Being)も含み「神」信仰に限らないことを改めて確認した。¹⁵さらに、1981年のAfrica v. Pennsylvania控訴審判決¹⁶においては、Seeger testを踏襲しつつ、自称「宗教」が真に宗教であるか否かを判断する際の指標を掲げている。

つまり、宗教とは、「深遠で評価しようのない事項」にかかわる「根本的で究極的な諸問題」が対象で、ひとつの複合的な信念の体系であり、しばしば、形式的で外形的なしるし（徴）によって認識され得るもの、とされる。¹⁷

2. 信教の自由の内容

2.1 日本国憲法22条における信教の自由

日本国憲法22条における信教の自由には、信仰の自由、宗教的行為の自由、宗教的結社の自由が含まれるが¹⁸、「両親が子どもに自己の好む宗教を教育し自己の好む宗教学校に進学させる自由、及び宗教的教育を受けまたは受けない自由」も、信仰の自由から派生する。¹⁹

また、憲法制定時においては、信教の自由と不可分な規定として、アメリカ憲法の国教禁止条項とほぼ同一の内容を持つものとして、理解されていた。²⁰信教の自由とは、あらゆる宗教及びその儀式から政治を分離するのではなく、宗教団体（例えば教会）からの影響を国家が排除すべく作られたと考えられる。判例においては、政教分離とは、「世俗的権力である国家（地方公共団体を含む・・・）は、これ（宗教や信仰の問題）を公権力の彼方におき、宗教そのものに干渉すべきではないとする、国家の非宗教性ないし宗教的中立性を意味するもの」とされている。²¹

この昭和52年のいわゆる津地鎮祭訴訟最高裁大法廷判決は、「わが憲法の前記政教分離規定の基礎となり、その解釈の指導原理となる政教分離原則は、国家が宗教的に中立であることを要求するものではあるが、国家が宗教とのかかわり合いをもつことを全く許さないとするものではなく、宗教とのかかわり合いをもたらず行為の目的及び効果にかんがみ、そのかかわり合いが右の諸条件に照らし相当とされる限度を超えるものと認められる場合にこれを許さないとするものであると解すべきである。・・・（憲法20条3項の禁止する宗教的行為とは）およそ国及びその機関の活動で宗教とのかかわり合いをもつすべての行為を指すものではなく、そのかかわり合いが右にいう相当とされる限度を超えるものに限られるというべきであつて、当該行為の目的が宗教的意義をもち、その効果が宗教に対する援助、助長、促進又は圧迫、干渉等になるような行為をいうものと解すべきである。」「本件起工式は、宗教とかかわり合いをもつものであることを否定しえないが、その目的は建築着工に際し土地の平安堅固、工事の無事安全を願い、社会の一般的慣習に従つた儀礼を行うという専ら世俗的なものと認められ、その効果は神道を援助、助長、促進し又は他の宗教に圧迫、干渉を加えるものとは認められないのであるから、憲法二〇条三項により禁止される宗教的活動にはあたらないと解するのが、相当である。」として、憲法における政教分離の原則及び国の機関などと宗教活動との関わり合いについて、最高裁判所が判断を示した。なお、目的と効果をいずれかの特定行為について問えない場合には、目的効果基準が機能しないため、「①当該宗教施設の性格、②無償提供の経緯、③無償提供の態様、④一般人の評価」等の諸般の事情を考慮し、社会通念に照らして総合的に判断する、としている。

また、平成22年の砂川政教分離訴訟（富平神社判決）²²では、北海道砂川市の神社に対する市有地の無償での提供に対して、「社会通念に照らして総合的に判断すると、本件譲与は、市と本件神社ないし神道との間に、我が国の社会的、文化的諸条件に照らし、信教の自由の保障の確保

という制度の根本目的との関係で相当とされる限度を超えるかかわり合いをもたらすものということはできず、憲法20条3項、89条に違反するものではないと解するのが相当である」としている。

さらに、平成22年の空知太神社最高裁判決²³は、土地を神社のために無償で貸していた事例とそれを解消して無償で贈与した事例である。²⁴

最高裁は、平成22年の砂川政教分離訴訟において、同日付で2つの大法廷判決（空知太神社判決並びに富平神社判決）のうち、空知太神社判決は、平成9年の愛媛玉串料判決に次ぐ2つ目の違憲判決」となった。（この判決の特色としては、津地鎮祭判決以来、国（又は地方公共団体）の行為について、政教分離原則に反するか否かを審査する基準として定式化された目的効果基準に言及せず同基準が用いられなかったこと、等である。²⁵

2.2 アメリカにおける信教の自由—アメリカ合衆国憲法修正1条

権利章典を構成する10の修正の1つとして1791年に採択されたアメリカ合衆国憲法修正1条（First Amendment to the United States Constitution）は、国教の樹立を禁止し、宗教の自由な行使を妨げる法律の制定を禁止している。

信教の自由とは、内心における宗教的信仰の自由のことを意味しており、宗教的信仰とは、「人間を規律する超人的の本質（神や仏）の存在を革新した心的作用」²⁶である。この信仰の自由には、いかなる場合も制限されてはならない「宗教を信じる自由、信仰の告白や沈黙の自由、宗教を選択する自由」などと、一定の制約を受ける「礼拝、祈祷、祝典、儀式などの宗教上の行為（儀式）の自由」、あるいは、宗教教育や宗教活動を通してなされる、宗教布教や宗教結社の自由がある。

²⁷

このうち宗教教育とは、「広義では、宗教に関する客観的、一般的な知識を与え、宗教一般に関する寛容の精神を養う宗教的情操教育のこと。狭義では、ある特定の宗教、宗派の教義を教え、宗教的信仰に導くこと」であると解される。²⁸

2.3 アメリカ合衆国の国教禁止条項—政教分離

当初、修正1条は、議会で制定された法律にのみ適用され、条項の多くは今日より狭く解釈された。合衆国最高裁判所は、表現の自由に関して、1925年の*Gitlow v. New York*²⁹において、修正14条の適法手続条項を通じて、修正1条の州への用を示唆した。³⁰

連邦最高裁判所は、1833年の*Barron v. Baltimore*³¹において、憲法の権利章典は連邦政府にのみ適用され、州は権利章典に列挙された権利を制限する法律を自由に施行できると判断し、そのような法律の施行を阻止することができなかった。*Gitlow v. New York*はその前例を覆して、現在では連邦最高裁判所は、権利章典のほぼすべての条項が連邦政府と州の両方に適用されると判断している。

国教禁止条項については、1947年のEverson v. Board of Education³²は、修正14条のデュー・プロセス条項³³に基づいて同条項が、州法にも適用されることとなった。

この判決は、修正1条の国教樹立禁止条項を州に適用した連邦最高裁の最初の事件であり、修正1条の意味内容は、その後の判例の蓄積によって明確化されることになる。

国教禁止条項 (Establishment Clause) は、教会と国家の分離 (separation of church and state) が明確化されているといわれているが、「最高裁は、この条項は文字通り国教樹立のみを禁止したものは解していないし、また協会ないし宗教団体と政府の結びつきのみを禁止したものとも考えていない。」³⁴

1947年のEverson v. Board of Education³⁵は、カソリック系の教区学校に通学する児童・生徒に対するバス代の支給に関し、教育委員会がそれらの両親に対しバス代を返還する権限が存在するか否かに関する納税者訴訟 (taxpayer's suit) であったが、最高裁は、国教樹立禁止は、①連邦・州による協会の設立の禁止、②ある宗教を補助したり、すべての宗教を補助したり、ある宗教を他より優先することの禁止、③協会に行くまたはいかない、宗教を信じまたは信じないことを告白することを強制したり、それに影響を与えたりすることの禁止、④宗教を信じまたは信じないこと、またはそのことを告白したこと、教会に出席または出席しないことのゆえに制裁を科されないこと、⑤宗教的活動や制度を支えるために租税を徴収することの禁止、⑥連邦・州が宗教組織・団体の事項に関与すること、あるいは逆のことの禁止を意味すると判示した。つまり、この判決はよれば、「国教樹立禁止条項は、協会と州の間に「分離の壁」を設けたの」だったが、国家と宗教との関わり合いは不可避であり、分離の壁は絶対的ではない。そのため連邦最高裁判所は、どこまでの関わり合いが許容されるのかについて、後述するように政教分離に抵触するか否かを判断するためのLemon testのような様々な基準を採用した。³⁶

2. 4 Lemon test及び他のテスト－政教分離の判断基準－

連邦最高裁判所が政教分離に抵触するか否かを判断するための基準として採用したのが、1971年のLemon v. Kurtzman³⁷において提示された3基準、すなわちLemon testである。

この事件について連邦最高裁判所は、州の公共教育監督官が非公共学校教師の給与、教科書および教材を支給することを認めた1968年ペンシルベニア州非公共小学校および中学校法 (Nonpublic Elementary and Secondary Education Act of 1968)、1969年ロード・アイランド給与補助法 (Salary Supplement Act of 1969) が国教樹立禁止条項に抵触していると判示した。

その際用いられたLemon testは、①法律は世俗的な立法目的 (secular legislative purpose) を有していなければならないこと、②その主たるないし主要な効果 (principal or primary effect) が宗教を促進 (advance) しあるいは抑圧 (inhibit) するものであってはならないこと、③法律は「政府と宗教との過度の関わり合い (excessive government entanglement with religion)」を促進してはならないことであり、このうちのいずれの基準に反しても、政府の行為は国教樹立禁止条項違反と

される。³⁸

Lemon testは、目的、効果、関与（関わり合い）、という3つの要件で構成される、国教禁止条項に関するアメリカ最高裁の一般的な違憲審査基準である。

国教樹立禁止条項に関する判断基準としては、この他にも、宗教的シンボルの展示に関する事件におけるendorsement test、公立学校での祈祷に関する事件における、coercion test（強制テスト）があり、3つのテストが併存する状況である、と言われる。

endorsement testとは、「政府の実際の目的が宗教を後押し（endorse）するか又は否認することであるかどうか、政府の行為が事実上後押しや否認のメッセージを伝える効果をもつかどうかを問う」³⁹ものである。判例としては、Lynch v. Donnelly⁴⁰や Wallace v. Jaffree⁴¹がある。

事案の類型に応じて様々な違憲審査基準が立てられており、⁴²公立学校の卒業式での祈祷をめぐるLee v. Weisman⁴³においてはcoercion test（強制テスト）が提示されている。これは、政府が宗教的活動に参加するように「強制」しているか否かによって国教樹立禁止条項違反を判断する基準である。当該事件においては、公立学校の卒業式に牧師を招き、祝福と祈祷をしてもらうことの合憲性が争われたが、最高裁は違憲と判示した。⁴⁴

2.5 宗教活動の自由とは

憲法修正1条の、宗教活動の自由条項（The Free Exercise Clause）は、「連邦議会は宗教活動の自由を禁じるような法律を制定してはならない。」と規定しており、連邦議会（州議会も含む）が宗教活動の自由に対して制約を加える事を禁じている。

連邦最高判所は、宗教活動の自由条項を信仰の自由と宗教活動の自由に分けて捉えている。1878年のReynolds v. United States⁴⁵は、モルモン教徒（モルモン教の正式名称は末日聖徒イエスキリスト教会（The Church of Jesus Christ of Latter-day Saints、LDS）であり、キリスト教系の新宗教である。）が連邦議会の発した1878年一夫多妻の禁止令に対し、モルモン教徒には信教の権利があると同時に信教を實踐する権利があるとの主張に対し、「社会の安寧と秩序を紊乱する行動を禁止する権限は、連邦議会にある」と判示した。「信仰の自由は、政府によって制限されることはないが、宗教活動の自由は、その行動部分に違法性があれば、社会の安寧と秩序を保つために政府によって規制されることが確立した。」と言われる。⁴⁶

2.6 正当な世俗的活動基準(valid secular policy test)

1940年のCantwell v. Connecticut⁴⁷において、連邦最高裁判所は、宗教上の自由な活動条項を州政府の行為にも適用するようになり、本判決では、許可を受けずに宗教的慈善的な寄付を募る行為を処罰する法律を違憲と判断した。公道上などのいわゆるpublic forumでの表現活動の範疇に布教も含め、エホバの証人の信者による公道上の布教活動を治安破壊で処罰することは違憲とされた。なお、処罰する場合は、明白かつ現在の危険が必要であるとされた。⁴⁸

宗教活動の自由条項は、絶対的なものとしての信仰の自由 (freedom to believe) とそうではないものとして、社会保護のための規制に服する宗教的行為の自由 (freedom to act) という内容で構成される。修正 1 条は内心における信仰の自由のみならず外面的な宗教の自由も保障するが、後者は結局「社会防衛の名の下に制限される」という立場である。⁴⁹

正当な世俗的活動基準(valid secular policy test)は、連邦最高裁判所による、「特定の行動が宗教上の自由な活動条項に違反しているか否かを判断する基準」である、「政府の活動が正当な世俗的(宗教的でない)理由に基づいていて、その活動が特定の宗教に向けられたものでないならば、たとえ当該活動が宗教的な観光の基づいていても容認される」。⁵⁰

この基準に基づき、1940年のMinersville School District v. Gobitis⁵¹において、「児童に国旗敬礼と忠誠宣誓を義務付けた州法の条項を合憲」と判示した。⁵²原告は聖書を最高の権威とする、エホバの証人の信徒であり、聖書の命令によって禁じられている国旗宣誓・敬礼の行為を拒否した子供たちが退学処分を受けたため、修正 1 条に基づき教育委員会に対し訴訟を提起した。「法廷意見は、第 1 に、本件を広く思慕・表現の告白の問題としてではなく宗教的信仰の問題として捉え、第 2 に、宗教的信奉の告白という権利は絶対的なものでなく限界を有し、一般法への服従が要求される場合があるとし、第 3 に、国民的統一は国家的安全の土台であり、国旗はまさにその国民的統のシンボルであると認識し、かつ基礎は凝集的で一体的な感情をともなう拘束的つながりであり、こうした感情を喚起することは必要であると論じ、第 4 に、全ての子どもへの通学を強判別することは憲法で禁止されているが・・・公立学校において特定のプログラムや儀式で国家への愛着を助長することは許されると述べ、第 5 にアメリカン・デモクラシーの伝統的な理想への忠誠を確保するための適切な方法の選択は、司法ではなく世論や議会に任せられるべきであるとした。」⁵³

「これは単なる司法消極主義＝司法的自己抑制でなく、国旗忠誠の宣誓・敬礼の儀式に対して肯定的価値判断をした上で、方法の選択面で司法は介入すべきでないというものであり、司法による現状のほぼ全面的な追認であった。こうした問題を世論や議会に任せるということは、マイノリティの信教の自由、思想の自由をマジョリティの判断に従属させるということの意味していた」のである。⁵⁴

1941年ウエスト・ヴァージニア州議会が法規を改正して、国旗宣誓・敬礼を含めて、学校教育で「アメリカニズムの理想、原理、精神」を一層強く養成するための措置を採るように各学校に要求した。この法改正が次のWest Virginia State Board of Education v. Barnetteを引き出す契機となり、⁵⁵連邦最高裁が、国旗忠誠の宣誓・敬礼の儀式が修正第 1 条及び第 14 条に違反するとして、Minersville School District v. Gobitis判決を覆している。⁵⁶

2. 7 compelling test, Sherbert test (やむにやまれぬ利益テスト)

連邦最高裁判所の採用する、宗教の自由な実践条項 (Free Exercise Clause) ⁵⁷に関する司法審

査基準がSherbert testである。1963年のSherbert v. Verner⁵⁸がリーディング・ケースである。

当該事件では、Seventh-Day Adventistの信徒が、安息日とする土曜日の就労を拒否したために解雇された後の失業補償金給付申請に対し州当局が正当な理由なしに就労を拒否した者に認定し、当該申請を認めなかったことが違憲とされた。

連邦最高判所は、以下のような論旨により、同処分が宗教活動の自由を侵害する違憲的処分であるとしている。すなわち、信仰に従い土曜日に勤務することを拒否したことによる失業補償給付の拒否は、信仰に基づく行動ゆえの処罰でもなく、その負担は間接的なものにすぎないが、これは信仰に反して土曜勤務を迫るという効果を持つため、原告の信仰の重要な原理(cardinal principle)を侵害し「宗教活動の自由に対して違憲的な負担を課す」ものであり、州政府による宗教活動の自由を実質的に侵害したが、やむにやまれぬ利益の立証がないため、州の主張は不十分である。土曜安息日主義者に対して失業補償を給付することは、Seventh-Day Adventist Churchの国教化を促進するものではなく、国教樹立禁止条項が目的とする世俗的制度に宗教家に関わることを意味するものでもないため、国教樹立禁止条項には抵触しない。⁵⁹

1972年のWisconsin v. Yoder⁶⁰は、宗教的理由から子供を学校に通学させないAmish教徒に対して、学齡児を公立学校ないし私立学校に通学させることを親に命ずる（刑事罰が科せられる）州法を適用することが違憲とされた事例であり、この判決以降、Sherbert testが、その後の同条項に関する判決においてしばしば適用されるようになる。

このSherbert testとは、政府は、「やむにやまれぬ政府利益（compelling governmental interest）を促進する最も制限的でない手段（the least restrictive means）」でない限り、「宗教的行為」に「実質的負担（substantial burden）」を課することを許されない、という。

政府による世俗的利益の主張と、それによって影響を受ける宗教活動の自由との比較衡量を行う場合、政府が宗教活動の自由に負担を課す場合には、政府の主張する利益が「やむにやまれぬ（compelling）」ものでなければならない。そして、その規制手段が他の規制手段に比べて「より制限的でない規制手段」であることを政府に対し立証を要求し、政府の側に重い立証責任を負わせることによって、宗教活動の自由を手厚く保障することになる。⁶¹

2. 8 Smith test

連邦最高裁判所は、「宗教の自由な実践」条項（Free Exercise Clause）に関する司法審査基準として、Sherbert testを放棄し、1990年のEmployment Division, Department of Human Resources v. Smith⁶²、1993年のChurch of the Lukumi Babalu Aye, Inc. v. City of Hialeah⁶³を通して、いわゆるSmith testを再定式化した。⁶⁴

この基準によれば、宗教的行為を意図的に規制する、宗教を狙い撃ちする法律（law that targets religion）は、最も厳格な審査（the most exacting scrutiny）に服することになり違憲とされるが、宗教的行為を付随的に規制する、宗教に中立的な法律（religion-neutral law）は、い

かなる合憲性審査にも服せしめられることなしに、およそ合憲とされる。⁶⁵

3. Amish—信仰を守るが故の社会、国家との軋轢

連邦最高判所は、1972年のWisconsin v. Yoder⁶⁶において、義務教育制度と宗教活動の自由の抵触の問題について判断した。すなわち、3人のAmishが子供を公立学校に通わせないことが、ウィスコンシン州の義務教育法に違反するとして起訴されたが、Amishの信仰による教育方針が認められ、連邦最高裁判所でAmishが勝訴した。

ウィスコンシン州義務教育法は8年生終了後も16歳まで教育を行う10年制を定めていたが、Amishは同法が宗教活動の自由を侵害すると主張し、8年生終了後には共同体の中で自ら職業教育を行うため、9年生以降の義務教育を拒否した。

連邦最高裁判所は、Sherbert testを用い、Amishの信仰は宗教的基礎を有し、長い歴史を持つものであり、義務教育はその信仰に負担を課すものであり、Amishの信仰および活動に負担を課するための「やむにやまれぬ利益」があるか否かが問題であるが、州は9年生・10年生に当たるAmishの子供を受講させるようにAmishに強制するための「やむにやまれぬ利益」を立証できていないとして、Amishの主張を容認し、親に対して義務教育法の免除を認めた。⁶⁷

ウォーレン・バーガー首席判事は、「8年以上の義務教育を強要することは、Amishの市民の宗教活動を侵害することになる。したがって、Amish市民が宗教上の自由な教育活動をする利益に勝る十分な「絶対的な州の利益(compelling state-interest)」がウィスコンシン州には欠缺していると結論づけている。」⁶⁸

ところで、Amishとはどのような人々なのであろうか。Amishは、アメリカ合衆国のペンシルベニア州などに居住するドイツ系移民の宗教集団であり、移民当時の生活様式を保持し、農耕や牧畜によって自給自足生活をしていることで知られる。原郷はスイス、アルザス、シュワーベンなど。人口は20万人以上いるとされている。

「アーミッシュは、ヨーロッパの宗教改革時にカトリックの指導性に激しく抵抗したプロテスタント急進派の一派である再洗礼派(Anabaptists)をその出自とし、「18世紀初頭、アーミッシュの人びとは、国家からの迫害を逃れるため、アメリカに移住することを選んだ」⁶⁹のである。彼らは「宗教的迫害を理由にアメリカに移住したピルグリム・ファーザーズのように、信教の自由というアメリカの理念を貫いている極めてアメリカ的な宗教的少数派」⁷⁰である。

そして、このような「宗教的弾圧を逃れてアメリカに渡ってきた植民地の人々にとって、信教の自由は重要な権利であった」⁷¹のである。

Amishに関する判例は多い。⁷²Amishは移民当時の生活様式を守るため電気を使用しなかったり、現代の一般的な通信機器(電話など)も家庭内にはない、と言われる。原則として現代の技術による機器を生活に導入することを拒み、近代以前と同様の生活様式を基本に農耕や牧畜を行

い、自給自足の生活を営んでいる。⁷³

AmishにはAmishとして生きるためのルールを破った人が、自らの行いを悔い改めることをしなかった場合、シャニング（忌避）という慣習がある。Amishは自分たちの信仰生活に反すると判断した新しい技術・製品・考え方は拒否するため、例えば、自動車は使わず馬車を使うため州法に違反してしまう。そのため、遅速標識強要に関する馬車裁判などが起きる原因となっている。例えば、Employment Division, Department of Human Resources of Oregon v. Smith⁷⁴なお、宗教免除の認否については、Religious Freedom Restoration Act of 1993及びReligious Land Use And Institutionalized Person Act of 2000の制定により、最終的には立法部の判断による解決がなされた。⁷⁵

4. アメリカ合衆国の政教分離—「市民宗教」もしくは「見えざる宗教」

4.1 概要

政府と宗教の関わりを全く断ち切る事は難しく、絶対的分離は不可能であろう。例えば、私立学校への政府の補助、私立学校以外の宗教団体への補助、公立学校における宗教教育等については争いがあり、一概に厳格分離ではないといえよう。⁷⁶

政府と宗教との関わりについて憲法上の許容性についての基準として、アメリカ連邦最高裁判所は、Lemon Testを始めとした様々な基準を作り出してきたことは既に論述してきた通りである。

アメリカ合衆国での政教分離原則の目的は、市民の宗教的自由の保護である。つまり、国教を樹立することと、宗教の自由な活動を禁止する法律を制定することの2つを禁止していることが、憲法修正第1条で示される。⁷⁷

日本やフランスのように政治と宗教が厳格に分離される(Separation of Religion and Politics)のではなく、アメリカでは政府を含む公的機関と宗教団体との分離(Separation of Church and State)を目指している。⁷⁸

この政教分離について、その主要形態は3ある。⁷⁹第1は、イギリス型で国教制度を建前としてつつ政府と宗教を採用する型、第2は、イタリア・ドイツ型で国家と宗教団体を分離する政教分離の型、第3は、アメリカ型で国家と宗教を厳格に分離し、相互に干渉しないことを主義とする政教分離の型、である。日本国憲法はアメリカ型に属すると芦部は解釈する。⁸⁰

修正1条により、公的機関が特定の宗教組織（教会、教団など）に便宜を図ることは禁止されているのだが(国教樹立の禁止)。特定の宗教組織と直接関係のない大多数のアメリカ国民によって受け入れられると思われる、いわばアメリカ国民にとっての「最大公約数的」宗教が、アメリカの公的領域において一定の役割をはたすことについては、アメリカは伝統的にこれを是認してきている、と考えられる。⁸¹

この「アメリカ国民にとっての『最大公約数的』宗教」すなわち、「政治や公教育などの公的領域において、アメリカを統合する役割をはたしている宗教」を、社会学者のロバート・N・ベラーはルソーの『社会契約論』の用語を借りて"civil religion in America"と呼んでいる。⁸²なお、森孝一はこれを意識して、アメリカの「見えざる国教」と呼んでいる。⁸³ベラーは、「行き過ぎた私欲の追求とキリスト教の私的儀式化に対して建国当時の古き良きアメリカの伝統、アメリカ社会の統合の絆としての『市民宗教』の存在に回帰すべきだ」と主張した。⁸⁴

宗教の自由な活動は私的領域だけでなく公的領域においても保障されており⁸⁵、特定の宗教が政治に関わっても政教分離違反にならず、他の国、例えば、フランスに比べて、宗教が機能する場がかなり広い。⁸⁶

連邦最高裁判所は1961年のTorcaso v. Watkinsにおいて、連邦・州政府において宗教に関する質問、検査、査察などを違憲としている。⁸⁷

1971年のLemon v. Kurtzman⁸⁸では、国家に許容される宗教的行為の条件としては、政府の行為が適法で世俗的な目的をもつこと、宗教を助長または抑制しないこと、政府と宗教の過度の関係をもたらさないことの3要件を判示した。

連邦最高裁判所は2005年にMcCreary County v. ACLU of Kentuckyにおいて、公共の場における他の宗教の文書なしで聖書のみを展示する事を違憲と判示した。⁸⁹

また、2005年にはCutter v. Wilkinson⁹⁰において、刑務所における無神論者の無神論も宗教と同等に尊重するように求めた連邦法の規定は、国教樹立禁止条項反しないと判示し、個人の信教の自由を尊重して政府が便宜をはかることを許容している。⁹¹

4.2 公立学校における宗教儀式

サンフランシスコ第9の連邦控訴裁判所は、Elk Grove Unified School District v. Newdow⁹²において、公立学校の朝礼時に行われている「星条旗に対する宣誓」のなかの、“one Nation under God”（神の下にある一つの国家）という言葉が特定の宗教への支持を表すものであり、憲法修正第1条の政教分離の原則に反するという違憲判決を下した。

原告は無神論者であることを公言する医師であり、娘が「神の下にある一つの国家」と宣誓させられることは、憲法で保障された信教の自由（この場合は、特定の宗教への信仰を強制されない自由）を犯すものであるとして提訴し、連邦控訴裁判所は「神のもとなる国家」という表現を含む「星条旗に対する宣誓」を公立学校で誓うことが、政教分離に違反すると判示した。⁹³

この訴訟は、当初 Newdow v. United States Congress, Elk Grove Unified School Districtとして提起された。2000年の第9巡回区控訴裁判所判決では、前述のように修正第1条の制定条項に違反すると判示したため、連邦議会は圧倒的多数で反対決議し、世論調査では89%がこの言葉を残すべきであると答えた。⁹⁴その後連邦議会は、1つの国家（one Nation）を追加し、“one Nation under God”（神の下にある一つの国家）としたが、学校の教師による生徒への強制的な

暗唱は無効であると判断している。

2004年のElk Grove Unified School District v. Newdowにおいて、最高裁判所は、娘の法的監護権は母親にあり、Newdowは、娘に対する親権を持たない親であり、原告適格を持たないと判断された。⁹⁵このように、第9巡回区の判決は手続法の問題として覆されたため、事件によって提起された憲法上の問題については判断されなかった。⁹⁶その後、2005年にカリフォルニア州東部地区の米国地方裁判所において3人の名前のない家族に代わって新しい訴訟が提起されたが、ここにおいては、Newdowを支持する判決を下された。第9巡回区控訴裁判所による2002年の判決の前例を引用して、担当判事は、学区の被告に「神の下の1つの国家」への忠誠を誓う際に指導的な子供たちの慣行を続けることを禁じる命令を出した。事件は後に第9巡回区に上訴されたが、当該命令は取り消された。⁹⁷

「連邦控訴裁判所の判決は、少数者の権利を尊重しなければならないという、政教分離と信教の自由の法理論に従って判断された判決であったが、多様性をできる限り認めると同時に、国家統合を行う必要性があり、特定の宗教団体と結びつくことのない、アメリカの宗教性の最大公約数的なシンボルとしての「神」は必要なのだという、アメリカの特殊性とアメリカ国民の大多数の世論を理解した判決であったとは言い難く、特に、判決が9.11事件からまだ1年に満たない時期に行われたことを考えると、タイミングが悪すぎだとの批判もある。⁹⁸

おわりに

前述のように、津地鎮祭控訴審判決⁹⁹では、絶対者、造物主、至高の存在、特に神、仏、霊等と言った超自然的、超人間的本質の存在を確信し、畏敬崇拜する信条と行為が宗教である、と定義している。

また、アメリカ合衆国最高裁判所の1890年のDavis v. Beason¹⁰⁰では、創造主((the) creator)と自分の関係についての見解にかかわり、また、それらの見解が自分に課す、その創造主の存在を前提として、それとの関わりが宗教であると定義する。¹⁰¹

このような人間の力や自然の力を超えた存在を中心とする観念が宗教であり、「神または何らかの超越的絶対者あるいは神聖なものに関する信仰・行事」が宗教の内実である。¹⁰²

かつて、カール・マルクスは、「宗教は民衆の阿片である」と言ったという。つまり、「宗教上の不幸は、一つには現実の不幸の表現であり、一つには現実の不幸にたいする抗議である。宗教は、なやめるもののため息であり、心なき世界の心情であるとともに精神なき状態の精神である。それは民衆のアヘンである」と『ヘーゲル法哲学批判序説』の中で述べている。¹⁰³

それは、「宗教は民衆にあきらめとなぐさめを説き、現実の不幸を改革するために立ち上がるのを妨げている、という意味」であり、キリスト教は、国王権力と支えあう関係になって、専制支配のもとで苦悩する民衆に忍従を説いてきたという、宗教の役割を批判する意味で述べたと言

われる。¹⁰⁴

自由主義社会においては、信教の自由は当然擁護しなければならないが、政教分離については厳格に分離するのではなく、一定の基準に則り判断すべきである。我々の社会生活からあらゆる宗教色をなくすことは不可能であることを前提として、政教分離を考えるべきである。この点において、アメリカ合衆国連邦最高裁判所の判決の動向は我が国における政教分離解釈においても示唆に富むものである。

(にった ひろし・高崎経済大学地域政策学部教授)

- 1 343U.S.306 (1952) No.431
- 2 森孝一「統計からみるアメリカ宗教の現状と特質」(財)日本国際問題研究所『アメリカと宗教〈現代アメリカ5〉』(1997年) 12頁。
- 3 阿部照哉・畑博行編『世界の憲法〔第4版〕』有信堂(2009年)。
- 4 406 U.S.205 (1972)
- 5 494U.S.872 (1990)
- 6 494 U.S.872,S.Ct.1595,108 L.Ed.2d 876 (1990)
- 7 木村俊夫「信教の自由」『憲法の争点』2008年 有斐閣110頁。なお、憲法20条の文言は、明治憲法28条の文言を踏襲していると言われる。明治憲法の条項は、「日本臣民ハ安寧秩序ヲ妨ケス及臣民タルノ義務ニ背カサル限ニ於テ信教ノ自由ヲ有ス」と規定するが(参考 中島三千男「大日本帝国憲法」第28条「信仰自由」規定の成立過程」奈良大学紀要(6) 127-140頁、1977年12月)、この「臣民タルノ義務ニ背カサル限ニ於テ」という一定の範囲内での信教の自由が保障されていた点において、現行憲法20条の規定とは異なる。
- 8 名古屋高判昭和46年5月14日行集22巻5号680頁。
- 9 芦部信喜・高橋和之補訂『憲法〔第7版〕』岩波書店(2019年) 161頁。
- 10 小林節「アメリカ憲法における『宗教』概念」法學研究62巻2号(1982年) 7頁。
- 11 133 U.S.333 (1890)。
- 12 Id.at 342.小林 前掲7-8頁。
- 13 380 U.S.163 (1965)
- 14 小林 前掲8頁。
- 15 Id.at 166. 小林前掲9頁。
- 16 662 F.2d.1025(3 dCir.1981)
- 17 Id.at 1030.1032.小林 前掲11-12頁。
- 18 芦部 前掲160頁。
- 19 芦部 同上160頁。
- 20 『法律学小辞典〔第4版補訂版〕』有斐閣(2008年) 707頁。
- 21 最大判昭和52年7月13日民集31巻4号533頁。
- 22 最大裁判平成22年1月20日民集64巻1号128頁。
- 23 最大裁判平成22年1月20日民集64巻1号1頁。
- 24 これらの判決につき、西山千絵「「信教の自由」への配慮とその評価—砂川政教分離訴訟を受けて—九州法学会会報(2013年) 26-29頁参照。
- 25 神尾将紀「砂川政教分離訴訟の読解」早稲田法学93巻3号28頁。
- 26 阿部竹松『アメリカ憲法〔第3版〕』成文堂(2013年) 502頁。
- 27 阿部 同上502頁。
- 28 『法律用語辞典〔第4版〕』有斐閣(2012年) 542頁。一般には、狭義の宗教教育を意味する場合が多い。教育基本法は、国公立の学校は狭義の宗教教育をしてはならないと規定している(教育基本法15条)。
- 29 268 U. S. 652, 45 S. ct. 625, 69 L. Ed. 1139 (1925)
- 30 松井茂記『アメリカ憲法入門〔第7版〕』有斐閣(2012年) 236頁。
- 31 32 US 243 (1833)
- 32 330 U.S. 1 (1947)
- 33 同条項1節は、「・・・いかなる州も法の適正な過程(due process of law)によらずに、何人からも生命、自由または財産を奪ってはならない。また、その管轄内にある何人に対しても法の平等な保護を拒んではならない。」と規定する。

アメリカ合衆国における市民宗教に関する法学的研究

- 34 松井 前掲320頁。
- 35 330 U.S. 1 (1947)
- 36 これらの基準につき、松井 前掲320頁、根田恵多「合衆国最高裁の政教分離判例における「レモン・テスト」の形成と混乱— ブラック判事の「分離の壁」論とバーガ判事の「ライン」論」早稲田大学大学院社会科学研究所社会学研究集24巻(2014年)76-91頁。
- 37 403 U.S.602,91 S.Ct.2105,29 L.Ed.2d 745 (1971)
- 38 Id.at 612-613. 松井 前掲 321頁。
- 39 『法律学小辞典〔第4版補訂版〕』有斐閣(2008年)。
- 40 465 U.S. 668 (1984)
- 41 472 U.S.38 (1985) .これらのテストの概要及び問題点につき、根田恵多「合衆国最高裁の政教分離判例における「エンドースメント・テスト」の諸相—「エンドースメント論」と「エンドースメント・テスト」の緊張関係—」社会学研究集23号2014.3 178-193頁参照。
- 42 根田 前掲 179- 185頁。
- 43 505 U.S. 577 (1992)
- 44 強制テスト(coercion test)については、根田恵多「合衆国最高裁の政教分離判例における「強制テスト」の形成過程と現在」ソシオサイエンス23巻2017-03-25 79-94頁。松井 前掲 329頁。Weisman判決の評釈として、長谷部恭男「公立学校卒業式での祈祷 Lee v. Weisman, 505 U.S. 577 (1992)」憲法訴訟研究会・芦部信喜編『アメリカ憲法判例』有斐閣(1998)162頁。
- 藤田尚則「Lee v. Weisman, U.S. 112 S. Ct. 2649 (1992) —公立学校の卒業式に際して、聖職者が invocation及び benediction を捧げることは、第1修正の国教禁止条項を侵害する」アメリカ法 1993年2号298頁、土屋英雄「アメリカにおける政教分離と「受容主義」—連邦最高裁での“強制”テストと“法的強制”テストを中心として—」高岡法学第4巻第2号35頁、徳永達哉「アメリカ判例に見る「強制」の法理—公立学校における国旗敬礼・祈祷儀式に関する判例を素材として—」比較社会文化研究第16号67頁、神尾将紀「合衆国憲法修正第1条にいう「国教樹立禁止」条項に関する司法審査基準のアーリー—Lemonテスト、Endorsementテスト、Coercionテストの位相—」早稲田法学第80巻第3号349頁。榎透「アメリカにおける国教樹立禁止条項に関する違憲審査基準の展開」専修法学論集第107号、などがある。
- 45 98 U.S.145 (1878)
- 46 阿部 前掲 506頁。
- 47 310 U.S.296 (1940)
- 48 松井 前掲 235頁、290頁参照。
- 49 310 U.S.296,304 (1940) .有田伸弘「アメリカ合衆国における「宗教活動の自由」"Free Exercise of Religion in the United States"」関西福祉大学研究紀要7号2頁参照。
- 50 阿部 前掲 506頁。
- 51 310 U.S.586 (1940)
- 52 土屋英雄「精神の自由とアメリカ連邦最高裁：「精神の自由」の事件をめぐる判例法理」筑波法政40巻11-13頁。
- 53 土屋 前掲 12-13頁。
- 54 土屋 前掲 13頁。
- 55 319 U.S. 624 (1943) .土屋 前掲 13頁。
- 56 なお、これらの裁判等につき、新田浩司「憲法保障の具体的方法に関する比較法的研究」高崎経済大学地域政策学会『地域政策研究』11巻4号23 - 25頁。
- 57 この条項につき、神尾将紀「合衆国憲法修正第一条にいう『宗教の自由な実践』条項に関する司法審査基準の再定式化をめぐって(一)～(四・完)」早稲田大学大学院法研論集95号31頁、96号49頁、98号55頁、100号55頁参照。
- 58 374 U.S. 398 (1963)
- 59 有田 前掲 3- 4頁。
- 60 406 U.S. 205 (1972)
- 61 有田 前掲 3- 4頁。
- 62 494 U.S. 872 (1990)
- 63 508 U.S. 520 (1993) .これは、Church of the Lukumi Babalu Ayeの宗教儀式である動物の生け贄を禁止する条例が違憲とされた事例である。
- 64 神尾将紀「アメリカにおける「信教の自由」の展望—Smithテストの理論と実際—」宗教法 21巻187頁。
- 65 神尾 前掲 187頁。
- 66 406 U.S. 205 (1972)
- 67 有田 前掲 3- 4頁。
- 68 阿部 前掲 507頁。
- 69 中川律「Yoder判決を考えるアメリカの公教育における子どもの利益と市民育成」明治大学法学研究論集第26号3頁。
- 70 大河原真美『裁判からみたアメリカ社会』明石書店(1998年)110-111頁。アーミッシュについては、大河原真美『アメリカ史のなかのアーミッシュ：成立の起源から「社会的忌避」をめぐる分裂中分立の歴史まで—明石書店(2018年)、ド

- ナルド・B.クレイビル著 杉原利治／大藪千穂訳『アーミッシュの謎—宗教・社会・生活』論創社（1996）等参照。
- 71 松井 前掲 319頁。
- 72 大河原真美『裁判からみたアメリカ社会』明石書店（1998年）111頁以下に詳しい。
- 73 町田宗鳳『人類は「宗教」に勝てるか…—神教文明の終焉』日本放送出版協会（2007年）162頁。
- 74 494 U.S.872,S.Ct.1595,108 L.Ed.2d 876（1990）.本判決については、金原恭子「信教の自由」『アメリカ法判例百選』60 - 61頁、有田伸弘「アメリカ合衆国における「宗教活動の自由」"Free Exercise of Religion" in the United States 関西福祉大学研究紀要7号1-12頁、山口智「90年代アメリカにおける宗教活動の自由—宗教の自由回復法（RFRA）の顛末—」神戸外大論叢50巻1号87-114頁参照。宮原均「信教の自由への規制と審査基準」東洋法学61巻2号403頁以下参照。
- 75 金原 前掲 61頁。
- 76 松井 前掲 335頁参照。或いは、アメリカ合衆国ドルの紙幣・コインには"IN GOD WE TRUST（我々は神を信じる）"の文言があったり、合衆国議会には宣教師が専属していたり、証言やアメリカ合衆国大統領などの公職就任時の宣誓もしくは確約（Affirmation）が求められるが、このうち宣誓は神に対する誓いである。
- 77 柳原邦光「アメリカとフランスの市民宗教論の比較」鳥取大学地域学部地域文化学科学科地域学論集5巻3号237頁。
- 78 森孝一「9.11とアメリカの『見えざる国教』」一神教学際研究1号8頁。
- 79 芦部 前掲 165頁。
- 80 芦部 前掲 165頁。
- 81 森孝一「アメリカの「見えざる国教」再考」アメリカ学会『アメリカ研究』（2004年）127頁。
- 82 森 同上 127頁。
- 83 森孝一『宗教からよむ「アメリカ」』講談社新書メチエ（1996年）参照。ロバート・N・ベラー「アメリカの市民宗教」『社会変革と宗教の倫理』未来社（1993年）。
- 84 森孝一「アメリカの「見えざる国教」再考」、アメリカ学会『アメリカ研究』No.38（2004年）128頁。なお、市民宗教に関しては、新田浩司「政教分離と市民宗教についての法学的考察」高崎経済大学 地域政策研究 14巻2・3合併号2012年21-35頁参照。
- 85 森孝一「9.11とアメリカの『見えざる国教』20頁。
- 86 柳原 前掲 237頁。
- 87 367 U.S. 488（1961）
- 88 403 U.S.602,91 S.Ct.2105,29 L.Ed.2d 745（1971）
- 89 545 U.S. 844（2005）
- 90 544U.S. 709（2005）
- 91 松井 前掲 335頁参照。
- 92 542 U.S. 1（2004）
- 93 森 再考132頁。
- 94 森孝一「9.11とアメリカの『見えざる国教』」13頁。
- 95 542 U.S. 1（2004）
- 96 当該事件の概要につき、松井 前掲 333頁参照。
- 97 *Newdow v. Rio Linda Union School District Nos. 05-17257, 05-17344, and 06-15093* (also known as *Newdow v. Carey*)
- 98 森孝一「9.11とアメリカの『見えざる国教』」13頁。
- 99 名古屋高判昭和46年5月14日行集22巻5号680頁。
- 100 133 U.S.333（1890）.
- 101 *Id.*at 342（1890）.
- 102 広辞苑〔第7版〕岩波書店（2018年）。
- 103 カール・マルクス著/城塚登訳『ユダヤ人問題によせて ヘーゲル法哲学批判序説』、岩波書店（1979年）72頁。
- 104 出所：http://www.jcp.or.jp/akahata/aik10/2010-07-16/20100715faq09_01_0.html